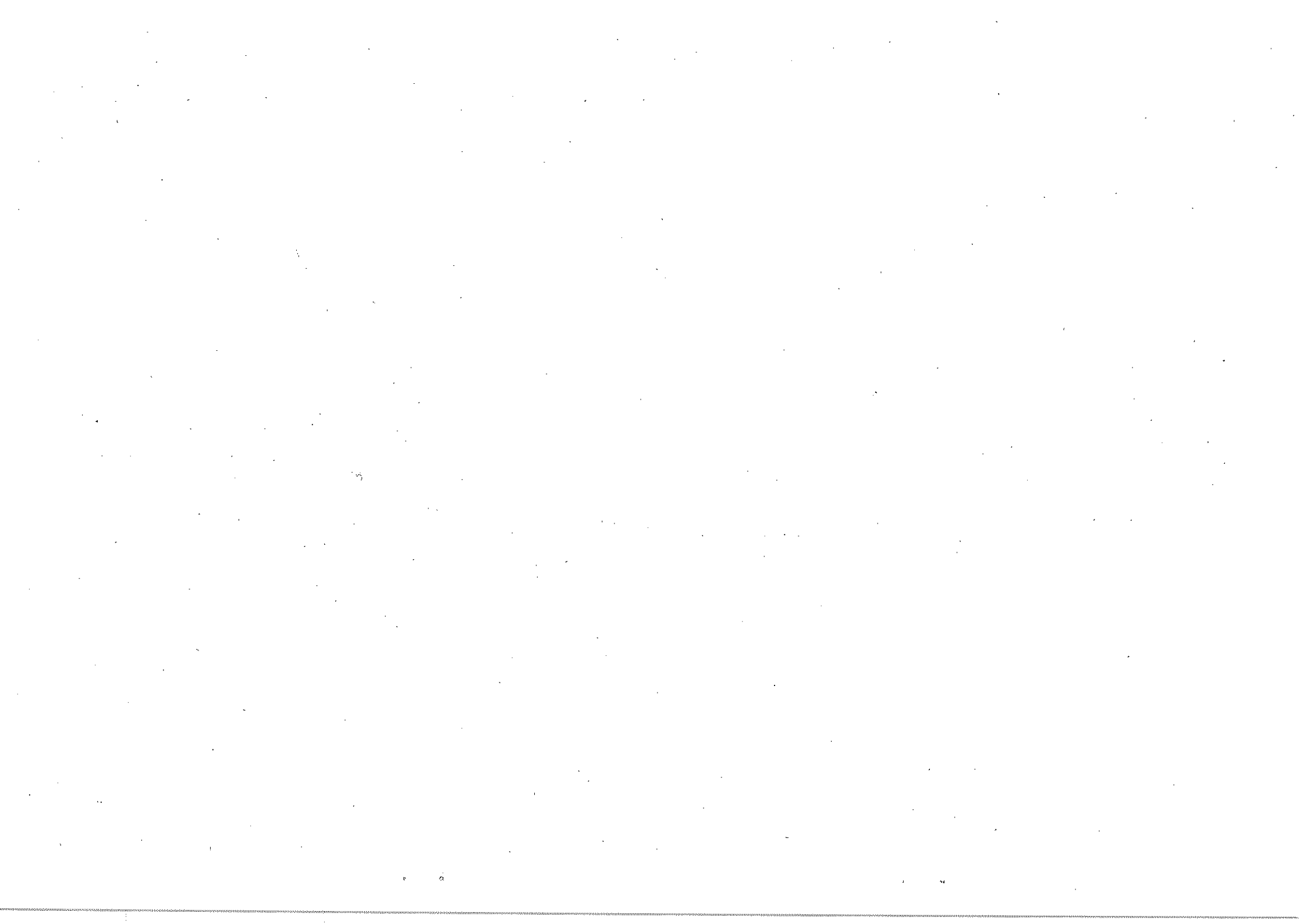


日本共産党市会議員団



番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
1	<b>重点要望</b> 1. 市民の声をきき、市民に信頼される市政運営をすすめること。	経営企画部 企画政策課 広報広聴課	市民の意見やニーズの把握につきましては、メールや文書による要望、市民意識調査、パブリック・コメント手続などにより取り組んでおります。 引き続き、市民の意見等を把握した上で、市民サービスの充実に努め、市民に信頼される行政運営に取り組んでまいります。	重点 新規
2	2. 「寝屋川市市民憲章」と「非核平和都市宣言」を制定した市にふさわしい平和・非核施策をすすめること。	人・ふれあい部 人権文化課	平和に関する取組につきましては、平和意識の高揚と平和の実現に寄与するため、引き続き、恒久平和を願う市民のつどいの開催や、平和のバラ普及事業など、様々な啓発事業等を実施してまいります。	重点 新規
3	3. 地震、大雨などの被害を最小限におさえるため、防災事業、浸水対策をしっかりとすすめること。公共施設・避難所の耐震化を完了すること。	人・ふれあい部 危機管理室 まち政策部 まちづくり指導課 まち建設部 水・みどり室 上下水道局 工務課	防災事業につきましては、市地域防災計画に基づき取り組んでおり、事業の調査、ヒアリング等を通じ、その進捗を管理しております。 浸水対策については、引き続き、高宮ポンプ場整備事業、古川雨水幹線整備事業等を着実に進めてまいります。 公共施設・避難所の耐震化については、市有建築物耐震化実施計画の対象施設に対して、平成28年度に耐震化率100パーセントを達成する見込みであり、その他の公共施設についても、引き続き耐震化を進めてまいります。	重点 変更
4	4. 廃プラ処理施設による健康被害を解消するために、ペットボトル等を除く廃プラの焼却をすすめること。	環境部 環境総務課	廃プラスチック処理の手法につきましては、関係各市の状況や考え方を整理するための会議等を開催し、リサイクルの在り方を調査・研究してまいります。	重点 変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
5.	5. 再生可能エネルギー推進のための計画を積極的に推進すること。	環境部 環境推進課	再生可能エネルギー推進につきましては、市地球温暖化対策地域計画に基づき取り組んでおり、引き続き、太陽光発電システム設置補助等の取組を積極的に実施してまいります。	重点 変更
6.	6. 国民健康保険料を引き下げること。	市民生活部 保険事業室	国民健康保険料につきましては、収納率の向上を図るとともに、生活習慣病予防等の健康づくりを推進し、更なる引下げに努めてまいります。	重点 継続
7.	7. 介護保険料を引き下げること。保険料・利用料の減免制度を創設すること。	保健福祉部 高齢介護室	介護保険料につきましては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな段階設定を行い、低所得者への配慮を行っております。 減免制度については、3年ごとに市介護保険事業計画を策定するに当たり、保険料を設定する際に、減免内容を踏まえた上で算定する必要があるため、次期計画策定に当たっての課題として、調査・研究してまいります。 利用料の減免については、引き続き、調査・研究してまいります。	重点 継続
8.	8. あかつき・ひばり園の療育水準・センター的役割維持・向上に市が責任を持つこと。引き継ぎについては保護者・関係者の意見を聞き、可能な限り市職員を園に残すこと。担当ラインの体制強化、法人の職員確保については市が責任をもつこと。	保健福祉部 障害福祉室	あかつき・ひばり園につきましては、療育水準の維持・向上が図られており、関係機関との連携の下、市内療育施設の中核として障害児支援が進められています。 引継ぎについては、保護者、現場職員の意見を踏まえ、状況を勘案し、適切に対応してまいります。 担当ラインの体制については、適切な職員配置を行ってまいります。 指定管理業務に要する職員体制については、法人と協議の上、適切に対応してまいります。	重点 変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
9	9. 就学援助制度の所得基準額を引き上げること。校外学習などは実費給付にすること。2010年度から国の支給項目に追加されたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費などを支給項目に追加すること。	学校教育部 教育総務課	就学援助の基準額につきましては、国からの通知、全国の市町村の実施状況等を踏まえ、引上げを実施してまいります。 校外学習費については、限度額を設けて給付しており、クラブ活動等に対する実費支給は考えておりません。	重点 変更
10	10. 欠員となっている専門職をはじめ、退職補充をきちんとおこない、必要な職員採用を行うこと。市職員の非正規化はやめること。	総務部 人事室	職員採用につきましては、業務量調査、職員配置のヒアリングなどにより、必要な職種や職員数を精査した上で、適切に行ってまいります。	重点 変更
11	11. 市財政の黒字が続く中、基金の積み立てには必要な範囲にとどめ、市民のくらし向上のために有効に活用すること。	財務部 財政課	基金につきましては、市民福祉の維持・向上を基本とした施策を進めることを前提として、実質収支黒字を確保し、引き続き、地方財政法の規定に基づく積立てを計画的に進めてまいります。	重点 継続
12	12. 中核市への移行については、他市の現状を丁寧に調査し、必要な条件整備などを十分に検討すること。	経営企画部 総務部 企画政策課 人事室	中核市への移行につきましては、現在、先行市等の状況を踏まえ、移行した場合に移譲される事務、組織体制等の調査を行っており、業務量調査の結果も踏まえ、平成27年度中に移行検討の調査結果を取りまとめてまいります。	重点 新規
13	13. ドクターカーの導入をすすめること。	人・ふれあい部 保健福祉部 危機管理室 健康増進課	ドクターカーにつきましては、早期導入に向け、引き続き、関係機関との協議等を進めてまいります。	重点 新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
14	14. 特定健診は無料化し、診査結果の通知を早めること。精密検査は医師の判断でできるようにすること。	市民生活部 保険事業室	特定健診費用の自己負担額の無料化につきましては、受診率の更なる向上に資する取組として実施してまいります。また、診査結果については、引き続き、迅速に通知してまいります。 精密検査については、健診項目のうち、心電図、貧血検査において、平成25年度から、国の基準に加え、市独自の基準を設け、対象者を拡大しております。	重点 変更
15	15. 小児救急、産科の設置を関西医大香里病院に求めること。	保健福祉部 健康増進課	小児救急につきましては、大阪府保健医療計画に基づき、北河内医療圏において、引き続き、初期救急、二次救急及び高度救命救急の連携体制の確立を図ってまいります。 産科の設置については、引き続き、協議を行ってまいります。	重点 継続
16	16. 市独自の中小企業融資制度を創設すること。	市民生活部 産業振興室	中小企業への融資につきましては、引き続き、大阪府市町村連携型中小企業融資制度を実施するとともに、市独自の制度としても、信用保証料の補給を実施してまいります。	重点 変更
17	17. 住宅リフォーム助成制度・小規模商業施設リフォーム助成制度を創設し、市内中小企業を支援すること。	市民生活部 保健福祉部 まち政策部 産業振興室 高齢介護室 障害福祉室 まちづくり指導課	住宅リフォームへの助成につきましては、引き続き、木造住宅における耐震改修費用の補助、介護保険制度及び障害福祉制度における住宅改修費用の助成等を実施してまいります。 小規模商業施設リフォーム助成については、引き続き、国の補助制度を周知してまいります。	重点 継続
18	18. 空き家対策をすすめること。	まち政策部 都市計画室	空き家対策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に対する措置に関するガイドライン等を踏まえ、空き家等の適切な管理、活用等を促進する市空き家等対策計画の策定を平成29年度に予定しております。	重点 新規

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
19	19. 新たな大型開発は行わないこと。第二京阪沿道の市街化方針を見直し、東部地域の市街化調整区域を保全して、緑や自然の再生、農地の保全をはかること。	市民生活部 まち政策部 まち建設部	産業振興室 都市計画室 水・みどり室	東部地域の市街化調整区域につきましては、緑や自然の再生、農地の保全等を含め、市の将来を見据えた魅力あるまちづくりを計画的に行うことが必要不可欠であることから、引き続き、第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、地域の特性をいかし、まちづくり協議会等との協働により取り組んでまいります。 また、大規模商業店舗の出店による開発については、周辺地域の生活環境への影響等について、大阪府に情報提供や説明を十分に行うよう要請しております。	重点 変更
20	20. 「ふるさとリーサム地区まちづくり整備計画」については、新たな特別対策にならないよう、地域住民、市民合意をはかること。梅が丘小学校・第4中学校の廃校を前提にした小中一貫校は設置しないこと。	まち政策部 学校教育部	まちづくり事業推進室 教育総務課 学務課 教育指導課	ふるさとリーサム地区につきましては、計画的なまちづくりを進めるため、対馬江西地域、太秦元町地域などの5地域とともに、ゆとりと うるおいのある環境整備に向け、土地所有者等との合意形成を図りながら、まちづくり組織の設立・運営支援、街なみ環境整備方針の策定等を進めてまいります。 小中一貫校については、小中一貫教育の更なる推進に向けての取組として進めてまいります。	重点 継続
21	21. 市営住宅の建て替えについては、特定地域に偏った建て替えはやめること。	まち政策部	まちづくり事業推進室	市営住宅につきましては、市営住宅長寿命化計画において、地域的偏在の解消が建替事業の実施方針として掲げられており、民間賃貸住宅の借上げを進めることで地域的偏在の解消に取り組んでまいります。	重点 変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
22	22. タウンくるを含め、地域公共交通整備計画の見直しにあたっては、コミュニティバス路線の拡充を進めること。 とりわけ、市内周辺部から市民会館、総合センターなど公共施設をつなぐ公共交通の整備を急ぐこと。	まち建設部 道路交通課	コミュニティバス路線の拡充につきましては、今後、市地域公共交通網形成計画の策定に取り組む中で、本市の実情に応じた様々な交通手段について、他市、関係機関等と連携を図りながら検討してまいります。	重点 変更
23	23. 市民が気軽に利用できるスポーツ施設の整備をすすめること。	社会教育部 文化スポーツ振興課	スポーツ施設の整備につきましては、市民が気軽にスポーツ活動を行えるよう、引き続き、市民体育館、池の里市民交流センター体育施設等の充実に努めてまいります。	重点 継続
24	24. 学校園のプールについては、地域で利用できるような条件整備をすすめること。	学校教育部 施設給食課	学校園のプール開放につきましては、引き続き、大阪府と協議・調整するとともに、他市の状況等を調査・研究してまいります。	重点 新規



番号	要望事項	所管課		現状及び今後の方針	備考
25	25. 多子軽減など、保育・教育の保護者負担の軽減策を実施すること。	保健福祉部 学校教育部	こども室 障害福祉室 施設給食課 学務課	<p>保育・教育の保護者負担の軽減につきましては、現在、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の保育料について、小学校就学前の範囲で、第2子を半額、第3子以降を無償に、市立幼稚園の保育料については、小学3年生以下の範囲で、第2子を半額、第3子以降を無償としております。</p> <p>また、平成26年度から、改正児童福祉法施行令の施行により、2人以上が幼稚園等に通園している多子世帯のうち、第1子が幼稚園等に通園し、第2子以降が障害児通所支援を利用している場合、その利用料について、第2子を半額、第3子を無償とするなど、軽減措置が導入されており、引き続き、その手続方法を市ホームページに掲載するなど、周知を図ってまいります。</p> <p>今後、更なる保護者負担軽減のため、保育所、幼稚園等の保育料について、年収約360万円未満世帯の多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の半額、第3子以降の無償化、また、年収約360万円未満のひとり親世帯について、第1子の半額、第2子以降の無償化を実施してまいります。さらに、小中学校に在籍する児童・生徒の3人目以降の市立小中学校の学校給食費の助成を検討してまいります。</p>	重点 新規
26	26. 認可保育所の新設などをすすめ、待機児を解消すること。	保健福祉部	こども室	<p>待機児童対策につきましては、年度途中でも全ての地域で保育所に入所できるよう、引き続き、既存保育所の入所定員増、定員の弾力化を行うとともに、地域型保育事業について検討してまいります。</p>	重点 継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
27	27. 学童保育事業については、指導員の待遇改善、土曜開所、必要な条件整備などを進めること。全児童対策事業との一体化はしないこと。	社会教育部 社会教育課 地域教育振興課	現状及び今後の方針 指導員の待遇改善につきましては、引き続き、調整を進めてまいります。 土曜開所については、現在、困難であると考えておりますが、今後とも、着実な運営に努めてまいります。 全児童対策については、放課後子ども総合プラン運営委員会の提言を踏まえ、全ての就学児童にとって効果的な放課後の居場所づくりを実施してまいります。	重点 変更
28	28. 各校に専任の学校司書を配置すること。	学校教育部 教育指導課	学校司書の配置につきましては、各小中学校の図書室の開室状況等の調査を踏まえ、実施してまいります。	重点 変更
29	29. 全国学力テストの学校別の結果公表はおこなわない。	学校教育部 教育指導課	全国学力テストの学校別の結果公表につきましては、教育施策の改善、児童・生徒の学習状況の改善等につなげていくこと、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると考えております。	重点 新規
30	30. ドリームプランは見直し、すべての学校を均等に支援すること。	学校教育部 教育指導課	ドリームプランにつきましては、これまでの取組を検証し、今後、各中学校区がより効果的な取組を推進できるような制度を構築してまいります。	重点 継続
31	31. 中学校給食については、衛生管理上冷やしているおかずをあたたかいものに改善すること。そのために、自校方式、親子方式、食缶方式などの検討をおこなうこと。	学校教育部 施設給食課	温かい給食の提供につきましては、課題であると認識しており、引き続き、その方法等について調査・研究してまいります。	重点 変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
32	32. 男女共同参画審議会の開催数を増やすこと。	人・ふれあい部 人権文化課	市男女共同参画審議会につきましては、会議内容の充実を図るため、開催回数を増加してまいります。	重点 新規
33	国や大阪府に要望すること (国に対して [33~47])  33. 国民健康保険料の低所得者に対する負担軽減策をさらに拡充すること。	市民生活部 保険事業室	国民健康保険料の低所得者に対する負担軽減策につきましては、従前から国に要望しており、平成26年度及び平成27年度に保険料の軽減対象が拡大されるとともに、平成28年度も更に拡大が予定されております。今後も、更なる拡充を要望してまいります。	変更
34	34. 介護保険事業の調整交付金については、事業費の4分の1負担とは別枠にすること。	保健福祉部 高齢介護室	介護保険事業の調整交付金につきましては、国の負担割合とは別枠とすることを、引き続き、全国市長会を通じて、国に要望してまいります。	新規
35	35. 所得税法56条の廃止を国に求めること。	財務部 税務室	所得税法につきましては、国税に関する法律であるため、国において議論されるべき問題であると考えております。	継続
36	36. 正規労働者雇用の拡大、労働者の解雇規制、サービス残業等の規制を国へ求めること。ブラック企業規制法を制定するよう国にもとめること。	市民生活部 産業振興室	正規雇用の拡大や労働者の解雇規制、サービス残業等の規制に関わる要望等につきましては、労働関係法令に基づき、労働基準監督署を始めとする関係機関が、諸課題の解決のため努力されており、引き続き、市としても連携し対応してまいります。 いわゆるブラック企業の規制については、国・府に対し要望してまいります。	変更

番号	要望事項	所管課		現状及び今後の方針	備考
37	37. 農業で生活ができるように、コメなどの価格保障制度の改善、後継者育成を強化し、国の基幹産業として発展させるよう国にもとめること。	市民生活部	産業振興室	農業生産の振興、農地の保全及び都市農業の永続的展開につきましては、緊急かつ長期的な課題であり、次代を担う農業者の人材育成など、経営体の育成を図るための施策を講じられるよう、引き続き、大阪府を通じて国に要望してまいります。	継続
38	38. 再生可能エネルギーの推進を抜本的に進めるよう国にもとめること。	環境部	環境推進課	再生可能エネルギーの推進につきましては、国・府に要望してまいります。	変更
39	39. 容器リサイクル法については、生産者責任の拡大、プラスチック利用の抑制の法制化を国にもとめること。	環境部	環境総務課	容器包装のリサイクルにつきましては、拡大生産者責任の原則に基づき、分別収集・選別保管を含めたリサイクルコストを事業者負担させる等、事業者による発生抑制等のインセンティブが働くような制度の確立を、大阪府市長会を通じて国に要望してまいります。	変更
40	40. 多子軽減など子育て世代の経済的負担軽減策の拡大、こども医療費助成制度の創設を国にもとめること。	市民生活部 保健福祉部 学校教育部	保険事業室 こども室 施設給食課 学務課	子育て世代の経済的負担軽減策の拡大につきましては、現在、国において多子世帯等の負担軽減を検討されているところです。 また、現在、国民健康保険制度の財政運営の責任主体が平成30年度から都道府県に移管されることに伴う国の財政支援の拡充策として、多子世帯の負担軽減について検討されており、引き続き、財政支援拡充の早期実施を要望してまいります。 子ども医療費助成制度については、引き続き、国に対し、創設を要望してまいります。	新規
41	41. 認知症対応型グループホームの利用者負担軽減の制度化を国にもとめること。	保健福祉部	高齢介護室	認知症対応型グループホームの利用者負担軽減の制度化につきましては、引き続き、利用者等の状況を勘案し、国に要望してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
42	42. 後期高齢者医療制度は廃止し、7.5歳以上の高齢者の医療費無料化を国にもとめること。	市民生活部 保険事業室	後期高齢者医療制度につきましては、社会保障制度改革国民会議において、現在では十分定着していると考えられ、今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当であると報告されております。	変更
43	43. 肝硬変・肝ガン患者に対する医療費助成制度創設を国にもとめること。	市民生活部 保険事業室	医療費助成につきましては、難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、対象疾病について、従来の56疾病が、平成27年1月から110疾病に、7月から306疾病に拡大される中で、肝硬変等の難病も対象とされており、今後も、国の動向を注視してまいります。	継続
44	44. 手話言語法の制定を国に求めること。	保健福祉部 障害福祉室	手話言語法の制定につきましては、今後、国の動向を注視してまいります。	変更
45	45. 「応益負担」の仕組みを残す「障害者総合支援法」を見直し、障害者権利条約を批准したことをふまえて、障害者を権利の主体とする新たな法律の制定を国にもとめること。	保健福祉部 障害福祉室	障害者への支援につきましては、障害者総合支援法が施行されたことにより障害者の範囲の拡大等が行われ、平成26年4月からは、障害程度区分に代わって障害支援区分が創設されるなど、充実が図られております。 今後も、必要に応じて障害福祉施策の充実を全国市長会を通じて国に要望してまいります。	継続
46	46. 業務上の災害又は通勤災害により、軽度外傷性脳損傷で後遺障害がある労働者が労災の障害年金が受給できるよう、労災認定基準改正を国に求めること。	市民生活部 市民課 産業振興室	障害年金受給に関する労災認定基準の改正につきましては、今後、関係機関と連携し、要望してまいります。	継続
47	47. 国に高校・大学・専門学校などの学生への給付制の奨学金制度を求めること。	学校教育部 教育総務課	奨学金制度につきましては、大阪府都市教育長協議会等を通じて、引き続き、国へ要望を行ってまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
48	<p>国や大阪府に要望すること (大阪府に対して [48~61] )</p> <p>48. 門真増補幹線、寝屋川北部地下河川、中木田調節池の整備、古川増補幹線の早期着工など、浸水対策事業の推進を大阪府に求めること。</p>	<p>まち建設部 上下水道局</p> <p>水・みどり室 工務課</p>	<p>寝屋川流域総合治水対策事業の根幹施設の一つである門真寝屋川(三)増補幹線(二)、寝屋川北部地下河川(鶴見立坑～讃良立坑)につきましては、雨水の貯留を開始しております。 引き続き、寝屋川北部地下河川の早期全線完成、中木田調節池の早期着手、早期完成について、大阪府に要望してまいります。</p>	継続
49	<p>49. 女性差別撤廃・非正規労働者と正規労働者の均等待遇・仕事と子育ての両立支援を進めることを大阪府に求めること。</p>	<p>人・ふれあい部 人権文化課</p>	<p>男女共同参画に関する施策につきましては、引き続き、人権施策を始めとする様々な施策の実施について、大阪府に対し要望してまいります。</p>	変更
50	<p>50. 信号機が必要な箇所に早急に設置すること。府道の歩車道分離の交差点を増やすこと、歩道との段差をなくすこと。</p>	<p>まち建設部 道路交通課</p>	<p>信号機の設置、歩車道分離の交差点の増設、歩道との段差の解消につきましては、地域の要望等を踏まえ、引き続き、寝屋川警察署及び大阪府へ要望してまいります。</p>	継続
51	<p>51. 府営住宅の大幅削減はやめ、新設やエレベーター設置を大阪府に求めること。</p>	<p>まち政策部 まちづくり事業推進室</p>	<p>府営住宅につきましては、大阪府住宅ストック総合活用計画に基づき、新設も含めた事業を実施されております。 今後、府営住宅へのエレベーター設置について、大阪府に要望してまいります。</p>	継続
52	<p>52. 小中学校の府単独加配教員の復活、高校進学希望者の全員入学、高校授業料の完全無償化、定時制を含む高校統廃合と学区再編の改悪等の抜本的見直しを求めること。</p>	<p>学校教育部 教育総務課 学務課 教育指導課</p>	<p>小中学校の府単独加配教員の復活等につきましては、大阪府の動向を注視してまいります。</p>	継続
53	<p>53. 定数に見合う正規教諭の配置を求めること。</p>	<p>学校教育部 学務課</p>	<p>教員の配置につきましては、引き続き、大阪府都市教育長協議会、大阪府都市人事主担課長会を通じて大阪府へ要望してまいります。</p>	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
54	54. 35人学級の拡充、支援学級との二重席（ダブルカウント制）の復活を大阪府に求めること。	学校教育部 学務課	少人数学級の拡充につきましては、引き続き、大阪府へ要望してまいります。 また支援学級との在籍のダブルカウントについては、大阪府の動向を注視してまいります。	変更
55	55. 「教職員の評価・育成システム」については、「首席」、「指導教諭」などの配置、差別賃金とともに、大阪府に見直しを求めること。	学校教育部 学務課	教職員の評価・育成システムにつきましては、大阪府内で一斉に本格実施されております。 首席・指導教諭については、大阪府内の市町村立学校において配置されております。	継続
56	56. 差別意識を主な課題とした偏った「人権教育基本方針」の撤廃を求めること。	学校教育部 教育指導課	人権教育基本方針につきましては、大阪府教育委員会が策定したものであり、引き続き、大阪府の方針にのっとり、人権教育を推進してまいります。	継続
57	57. 国の「全国学力・学習状況調査」と府の「中学生チャレンジテスト」の結果を高校入試の内申書に反映させることは止めるよう大阪府に求めること。	学校教育部 教育指導課	全国学力・学習状況調査、中学生チャレンジテスト結果反映につきましては、引き続き、大阪府が定めた方針にのっとり、進めてまいります。	新規
58	58. 府立寝屋川支援学校をはじめとする北河内の支援学校の過密・過大の解消と施設・設備の充実を引き続き大阪府に求めること。	学校教育部 教育指導課	支援学校の規模の適正化及び施設・設備の充実につきましては、引き続き、大阪府に要望してまいります。	変更
59	59. 寝屋川市の障害児が利用している大阪府立支援学校が大阪府に移管されるが、教育条件が低下しないよう大阪府にもとめること。	学校教育部 教育指導課	大阪府に移管される大阪府立支援学校につきましては、教育条件が低下しないよう、引き続き、大阪府に要望してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
60	60. 乳幼児医療助成制度の対象年齢を中学校卒業までに拡充すること。所得制限を撤廃すること。	市民生活部 保険事業室	大阪府の乳幼児医療助成制度につきましては、引き続き、対象年齢の拡充、所得制限の撤廃を要望してまいります。本市におきましては、平成27年度から、対象年齢を高校生世代（18歳に到達した年度の末日）まで拡充しております。	新規
61	61. 府立子ども家庭センターの人員配置の拡充、一時保護所、児童養護施設の増設を大阪府に求めること。	保健福祉部 こども室	大阪府立子ども家庭センターの人員配置の拡充等につきましては、引き続き、大阪府市長会を通じて、大阪府に要望してまいります。	変更
62	分野別要望項目 62. 情報公開を徹底し、住民参加・住民合意で市政運営をすすめること。	総務部 総務課	情報公開につきましては、情報公開条例に基づき、適切に実施し、市民の市政への参加の促進を図ってまいります。	変更
63	63. 行財政改革の実施にあたっては、これ以上の民営化は行わないこと。	経営企画部 企画政策課	民間活力の活用につきましては、引き続き、市改革・改善アクションプラン等に基づき、進めてまいります。 また、限られた財源を有効に活用し、施策・事業を効率的かつ効果的に実施するため、更なる選択と集中、行財政改革を一層推進してまいります。	新規



番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
64	64. 福祉・教育施策のサービスの後退はしないこと。公共料金の値上げは行わないこと。	経営企画部 保健福祉部 学校教育部	企画政策課 保健福祉総務課 教育総務課	福祉・教育施策につきましては、平成27年度から、生活困窮者の自立支援、高齢者バスカード購入補助、地域型保育給付、英語村事業の拡充などに取り組んでおり、サービスの維持・向上を図っているところでございます。 今後も、市民ニーズに即した新規事業の実施、サービスの拡充等により、市民福祉の向上を図ってまいります。 使用料等については、行政サービスを安定・継続して提供するため、受益と負担の適正化の観点から定めており、引き続き、その適正化に努めてまいります。	変更
65	65. 新たな指定管理者制度の導入は行わないこと。更新については、使用料、利用料の値上げを行わないこと。営利企業参入を認めないこと。市民や利用者の意見が反映されるしくみをつくること。	経営企画部	企画政策課	指定管理者制度につきましては、市民サービスの維持・向上と経費の縮減等の観点を踏まえ、引き続き、活用してまいります。 使用料等については、行政サービスを安定・継続して提供するため、受益と負担の適正化の観点から定めており、引き続き、その適正化に努めてまいります。 指定管理者の募集については、地方自治法に規定する制度の趣旨に基づき、対象事業者を設定しております。 市民等の意見の反映については、各指定管理者制度導入施設で利用者アンケートを実施し、その意見等を踏まえた施設の管理運営を、引き続き、実施してまいります。	変更
66	66. 窓口業務の民間企業等への委託を見直すこと。市の責任で市民の相談をきちんと受けること。	経営企画部 財務部 市民生活部	企画政策課 税務室 保険事業室	窓口業務への民間活力の活用につきましては、業務の効率化や市民サービスの向上が図られるため、公共サービス改革法の規定を踏まえるとともに、個人情報保護にも留意しながら、引き続き、進めてまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
67	67. 現行の人事評価制度は、職員の意見をきいて見直すこと。	総務部 人事室	人事評価制度につきましては、職種等様々な職員で構成する検証委員会において検証を行い、充実を図ってまいります。	変更
68	68. パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など改善を図ること。	経営企画部 企画政策課	パブリック・コメント手続を行うに当たっては、必要な資料等を公表するとともに、提出された意見等については、政策等の趣旨・目的に照らし十分検討した上で判断し、政策に反映しております。 引き続き、市民等の市政への参画を促進するため、広く市民生活に影響を及ぼす基本的な政策等については、パブリック・コメント手続による市民等からの御意見を踏まえ、定めてまいります。	継続
69	69. 各種審議会等を全面的に公開するための条例を検討すること。	総務部 総務課	審議会等につきましては、市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針に基づき、不開示情報を審議する場合等を除き、引き続き、会議の公開を行ってまいります。	継続
70	70. 市長をはじめとする市特別職と議員を対象として、資産の公開と企業団体献金禁止等を定めた政治倫理条例を検討すること。	経営企画部 市長室	市長の資産の公開につきましては、引き続き、政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例に基づき、実施してまいります。	継続
71	71. 東日本大震災被災地への、市として継続的な支援活動をすすめること。	人・ふれあい部 危機管理室	東日本大震災被災地への支援につきましては、引き続き、全国市長会等による支援に協力してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
72	72. 「公共施設等整備・再編計画」改訂版は、現在ある施設を市民のために有効に活用することを基本にして市民合意で見直すこと。	財務部 資産活用課	公共施設等整備・再編計画（改訂版）につきましては、平成28年度に策定する市公共施設等総合管理計画の検討を進める中で、当該計画の見直しの必要性についても検証してまいります。	継続
73	73. 滞納債権の整理業務については、市民生活や人権を守る立場からより丁寧な対応をすること。	財務部 滞納債権整理回収室	滞納債権の整理等につきましては、法令に基づき適正に対応しており、再度の滞納の防止につなげるため、滞納者の実情や実態により、関係機関の相談窓口等の案内を行っております。	継続
74	74. 市民センターで、福祉業務などの市民相談に積極的に対応できるように体制を確保すること。	市民生活部 市民室	市民センターにおきましては、市民からの相談の趣旨、内容を踏まえ、担当課への連絡、取次ぎなど適切に対応しております。 引き続き、市民サービスの向上に努めてまいります。	継続
75	75. 京阪本線立体交差事業の工事中における香里市民センターについては、業務に支障がないように対応すること。	市民生活部 市民室	香里市民センターにつきましては、京阪本線連続立体交差事業の進捗状況等を踏まえ、仮移転先を確保するなど、サービスの提供に支障がないよう適切に対応してまいります。	新規
76	76. 審議会や管理職への女性の登用をすすめること。	総務部 総務課 人事室	女性の登用等につきましては、第4期ねやがわ男女共同参画プランや、市特定事業主行動計画に基づき、引き続き、審議会等における女性委員の比率の向上や女性職員の登用の推進に取り組んでまいります。	変更
77	77. ふらっとねやがわに、DV被害などに対応する常勤の専門職員を配置すること。	人・ふれあい部 人権文化課	ふらっとねやがわにおきましては、引き続き、専門的知識を有する非常勤職員と、正規職員により、DV被害者の相談に対応してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
78	78. ふらっとねやがわの移転については、現行の行事や団体の活動が維持できるように対応すること。	人・ふれあい部 人権文化課	ふらっとねやがわにつきましては、産業振興センターへ移転した後も、引き続き、各種講座等を開催するとともに、登録団体への活動支援に努めてまいります。	新規
79	79. 地域協働協議会については、住民全員参加を保障する住民自治のもとにすすめること。交付金の使い方を明確にすること。	人・ふれあい部 市民活動振興室	地域協働協議会につきましては、全ての地域住民を対象とし、個人単位でも参画できるものとしております。 交付金の使途については、要綱等において規定するとともに、交付金の手引等で明示しております。	変更
80	80. 災害情報を的確につかみ、市民に周知徹底するシステムをつくること。避難施設を設置し、浸水・家屋倒壊等が予想される区域の住民が全員避難できるシステム、要援護者を保護するシステムなどを確立すること。	人・ふれあい部 危機管理室	雨量などの気象情報につきましては、パソコン、スマートフォンからも閲覧できるよう、市ホームページで公開するとともに、防災行政無線の内容を確認できる電話応答サービスを提供しております。 避難行動要支援者に関する情報については、毎月名簿を更新し、必要に応じて関係者に名簿を提供しております。 引き続き、浸水・家屋倒壊等が起こった場合、区域の住民が速やかに避難できるよう取り組んでまいります。	継続
81	81. 防災会議の委員に女性を選任すること、看護師・助産師・保健師・ケアマネジャーなどを加えること。	人・ふれあい部 危機管理室	防災会議の委員につきましては、防災会議条例の規定に基づき、女性を含め、多様な人材を選任するよう検討してまいります。	継続
82	82. 避難所運営への女性の参加を促進し、女性の意見を反映できる仕組みをつくること。	人・ふれあい部 危機管理室	避難所運営につきましては、各小学校区自主防災協議会における避難所開設・運営マニュアルの策定に当たり、引き続き、女性の意見を取り入れてまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
83	83. 住宅の耐震化を促進するための耐震改修助成事業については、2015年度に引き続き、さらなる拡充を検討すること。	まち政策部 まちづくり指導課	耐震改修助成制度につきましては、平成28年度に策定を予定している市住宅・建築物耐震改修促進計画において、更なる拡充を検討してまいります。	継続
84	84. 被害想定に見合う備蓄品、備蓄施設と備蓄量を確保すること。飲料水の確保をはかるため、耐震性貯水槽の増設をおこなうこと。	人・ふれあい部 危機管理室	災害時用備蓄品につきましては、今後も、必要な物品の充実に努めるとともに、備蓄施設の確保にも努めてまいります。 耐震性貯水槽の設置については、当初の計画どおり、平成26年度に市内7か所への設置が完了しております。	変更
85	85. 感震ブレイカー設置助成制度をつくること。特に高齢者・障害者世帯を急ぐこと。	人・ふれあい部 危機管理室 保健福祉部 高齢介護室 障害福祉室	高齢者・障害者世帯への感震ブレイカーの設置助成につきましては、他市の状況等を踏まえ、調査・研究してまいります。	変更
86	86. 市内全域に福祉避難所を設置し、災害時に障害者、高齢者の安全を確保すること。	保健福祉部 高齢介護室 障害福祉室	高齢者、障害者の安全確保につきましては、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等と福祉避難所としての協定を締結しております。	継続
87	87. 消防行政については、消防職員の増員等で、国の基準に照らして低い消防力を強化すること。	人・ふれあい部 危機管理室	消防行政につきましては、枚方寝屋川消防組合において、実情に即した消防職員の配置を行っており、平成28年度を初年度とする第4次将来構想計画に基づき、引き続き、消防力の強化に努めていくこととされております。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
88	88. 京阪萱島駅西側にエレベーターの設置をすすめること。JR東寝屋川駅エレベーターについては、西側からも利用できるよう、連絡通路の整備をすすめること。	経営企画部 まち政策部	企画政策課 都市計画室	京阪萱島駅のエレベーターにつきましては、駅前広場のある東側に設置し、乗降客の動線を確保しております。西側については、一部が市域である門真市を含め、関係機関等と協議を行ったところ、負担金等の協議が整わなかったことや、事業者において、鉄道沿線におけるバリアフリー化の優先順位を踏まえ、整備するとされていることから、現状では、設置は困難と考えております。 JR東寝屋川駅についても、東側にエレベーターを設置しており、西側については、事業者の整備方針から、現状では、設置は困難と考えております。 引き続き、事業者に対して要望してまいります。	変更
89	89. 交通バリアフリー法に基づいた市のバリアフリー計画の策定を検討すること。	まち政策部	都市計画室	バリアフリー化につきましては、京阪萱島駅及びJR東寝屋川駅周辺地区において、特定経路等の整備が完了しております。今後も、法の趣旨を踏まえ、関係機関と連携を図りながらバリアフリー化を進めてまいります。	新規
90	90. 公営住宅の整備をすすめること。新婚世帯・低所得者世帯への家賃補助制度をつくること。	経営企画部 まち政策部 保健福祉部	企画政策課 まちづくり事業推進室 保護課	市営住宅につきましては、市営住宅長寿命化計画において、地域的偏在の解消が建替事業の実施方針として掲げられており、民間賃貸住宅の借上げを進めることで地域的偏在の解消に取り組んでまいります。 新婚世帯への家賃補助制度については、人口減少対策としての効果が不明確であると考えております。また、低所得者世帯については、住居確保給付金事業において、離職者であり住宅を失っている人又は失うおそれのある人を対象に、引き続き、期限付きで家賃分の補助を行ってまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
91	91. 空き地を活用して、公園、緑地を計画的に整備すること。	まち建設部 水・みどり室	公園・緑地の計画的な整備につきましては、引き続き、都市計画に基づき実施してまいります。 空き地の活用については、一団かつ一定規模の用地を確保する必要があり、計画的な整備には不対応であると考えております。	変更
92	92. 水道使用料、下水道使用料の引き下げと福祉減免を検討すること。	上下水道局 経営総務課 業務課	水道料金につきましては、平成23年10月1日から平均10パーセントの引下げを実施しております。 水道料金、下水道使用料については、施設の更新を着実に進めていく必要があり、現在の状況から、引下げは難しいと考えております。持続可能な事業運営の観点から、料金制度の在り方について、引き続き、調査・研究してまいります。 福祉減免については、独立採算、公平性の確保の観点から困難であると考えております。	変更
93	93. 大型店の出店を規制するための市条例の制定を検討すること。	市民生活部 産業振興室	大型店出店の規制に関する条例の制定につきましては、大規模小売店舗立地法において、出店に伴う周辺地域の生活環境への影響等について規制しており、加えて、大阪府に情報提供や説明を十分に行うよう要請しているため、考えておりません。	継続
94	94. 小規模企業振興基本法の具体化を市としておこなうこと。産業振興室の予算、人員などの体制を強化すること。	市民生活部 産業振興室	小規模企業振興基本法に規定された地方公共団体の責務の趣旨を踏まえ、引き続き、経営支援アドバイザーの活用等の施策を実施してまいります。 産業振興室の体制については、時宜を得た予算、人員の確保に努めてまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
95	95. 小規模工事希望者登録制度を導入し、市内の中小零細業者に仕事をまわすこと。	総務部 契約課	工事等の発注につきましては、透明性・公平性の確保の観点から、引き続き、入札参加資格者に対し行ってまいります。	変更
96	96. 市の公共事業において、下請けまでの労働者の公正な賃金、適正な労働条件を定めるため、公契約条例の制定を検討すること。	総務部 契約課	賃金その他の労働条件につきましては、国の労働関係法令を遵守するよう、引き続き、指導してまいります。	変更
97	97. 市として、市民の就職・雇用実態調査を行うこと。市内における雇用の拡充をすすめること。	市民生活部 産業振興室	市民の就職・雇用状況につきましては、引き続き、ハローワーク、大阪府、枚方雇用開発協会等、労働関係機関を通じて、実態把握に努めてまいります。 市内における雇用については、就労支援センター相談体制の強化、三市合同就職面接会の開催等を通じ、拡充に努めてまいります。	変更
98	98. 地域プレミアム商品券の発行を拡大すること。空き店舗対策など、商店街・市場の活性化につながる具体的な支援を強化すること。市として情報提供やコンサルタント費用助成など、支援を強化すること。	市民生活部 産業振興室	商業振興施策につきましては、引き続き、商品券等発行支援事業、空き店舗対策、地域のふれあいづくりを支援する商業活性化総合支援事業等を推進し、商業の活性化のため、総合的に取り組んでまいります。	変更
99	99. 市内事業所の経営実態調査や業者婦人の暮らし・健康・営業の実態調査を市職員によって行うこと。	市民生活部 産業振興室	市内事業所の経営実態等につきましては、引き続き、市内企業への訪問、融資相談、経営相談を通じて把握に努めてまいります。	変更



番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
100	100. 都市計画における「農地・農業の保全」を明確にし、農地を減少させない対策を講じること。農家の担い手対策を行うこと。	市民生活部 まち政策部	産業振興室 都市計画室	農地の減少対策につきましては、市都市計画マスタープランに基づき、市街化調整区域内の農空間の保全等に努めるとともに、市街化調整区域から市街化区域に編入する際に、積極的に生産緑地地区の指定を行うなど、引き続き、農あるまちづくりの推進を図ってまいります。 農家の担い手対策については、都市農業振興基本法の施行を踏まえた国等の動きを注視し、また、農業サポーター制度の導入など他自治体における取組も参考に研究を行っております。	変更
101	101. 農地所有者と十分な協議をすすめながら、市がかかわって、市民農園を大幅に増やすこと。農業ボランティア、地域住民による農業への参加など具体化をすること。	市民生活部	産業振興室	市民農園につきましては、拡大に向け、引き続き、農家と協議を進め、市民が農地に親しむ機会を提供するよう取り組んでまいります。	継続
102	102. 再生可能エネルギーの推進については、推進目標と導入計画を明確にすること。市民団体との共同で再生可能エネルギーの推進をはかること。	環境部	環境推進課	再生可能エネルギーの推進につきましては、引き続き、市環境基本計画及び市地球温暖化対策地域計画に基づく取組の進捗管理を行うとともに、市環境保全審議会での進捗状況の審議を踏まえ、取り組んでまいります。 市民団体が行う再生可能エネルギー推進活動については、その効果が地域等に還元されるなど、公益性があると判断できる場合は、市と共同で実施するなど対応が必要であると考えております。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
103	103. 公共施設に太陽光パネルを設置すること。当面、耐震化工事中の市民会館に設置すること。	財務部 人・ふれあい部 環境部  保健福祉部 上下水道局 学校教育部	資産活用課 市民活動振興室 環境推進課 クリーン施設課 ごみ処理施設建設室 保健福祉総務課 経営総務課 施設給食課	公共施設への太陽光パネルの設置につきましては、設置場所、費用対効果等を勘案し、引き続き、検討してまいります。	変更
104	104. 避難所への太陽光発電、水路などへの小水力発電、市有地での小風力発電などの設置を具体化すること。	人・ふれあい部 環境部  保健福祉部 まち建設部 上下水道局 学校教育部	危機管理室 環境推進課 クリーン施設課 ごみ処理施設建設室 保健福祉総務課 水・みどり室 経営総務課 施設給食課	避難所への太陽光発電設備、水路等への水力発電設備、市有地での風力発電設備の設置につきましては、設置場所、耐震性及び費用対効果を勘案して検討してまいります。 なお、平成30年3月に稼働を予定している新ごみ処理施設においては、小規模の風力発電設備を設置してまいります。	変更
105	105. 太陽光発電については、クリーンセンター周辺自治会に続いて、可能な自治会集会所への設置をさらに広げること。	環境部	環境推進課	自治会集会所への太陽光発電システム設置補助につきましては、平成27年度から対象を全自治会に拡充しており、引き続き実施してまいります。	変更
106	106. ごみ減量のため、市民の理解と協力の下で、①紙の分別に取り組むこと。②生ゴミの水分を除去する取り組みをすすめること。	環境部	環境総務課	可燃ごみに含まれる紙類の分別排出及び生ごみの水切りにつきましては、市広報紙、市ホームページ、各種イベント等を活用し、引き続き、積極的な周知・啓発に努めてまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
107	107. 事業所ゴミについては、分別収集項目を缶ビン以外にも広げること。	環境部 環境総務課	現在、事業所から排出される可燃ごみ及び缶・びんにつきましては、市が受け入れております。事業所から排出されるそのほかのごみについては、事業者が排出者として責任を持って適正に処理されていると認識しておりますが、更なるごみの減量化に向け、調査・研究してまいります。	変更
108	108. 高齢者・障害者・子育て世帯・低所得者の負担を増やし、ごみ減量の効果が認められないごみ収集の有料化はしないこと。	環境部 環境総務課	家庭ごみの有料化につきましては、現在、全国で約6割、大阪府内では約5割の市町村が実施している状況であり、経費負担の公平性の確保及びごみの減量・再資源化を推進するため、これらの導入自治体の事例を十分に踏まえ、調査・研究してまいります。	新規
109	109. 特別養護老人ホームの待機者を解消できるよう、施設の新設をすすめること。待機者解消の年次計画を立てること。低所得者に対しての施設利用料の軽減措置を検討すること。	保健福祉部 高齢介護室	特別養護老人ホームにつきましては、市高齢者保健福祉計画に基づき、施設を整備し、待機者の解消に努めております。 施設の利用料については、低所得者に対して、高額介護サービス費の支給、食費・居住費の軽減などを行っております。	継続
110	110. 地域包括支援センターは、中学校区に1か所をさらに増やすことを検討すること。専門職員を配置し、市が責任を果たすこと。	保健福祉部 高齢介護室	地域包括支援センターにつきましては、市高齢者保健福祉計画に基づき、平成26年度に市内中学校区当たり1か所の計12か所に設置しており、各地域包括支援センターに、社会福祉士2人・看護師等1人・介護支援専門員1人の専門職員を配置しております。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
111	111. 要介護認定調査は高齢者の実態に見合ったものに改善すること。調査票は本人に渡すこと。30日以内に認定し、一次判定結果は事業所にできるだけ早急に伝えること。	保健福祉部 高齢介護室	<p>要介護認定調査につきましては、申請者の正確な状況を把握した上で、全国一律の基準に基づき実施しております。</p> <p>被保険者の調査情報については、個人情報保護条例の規定に基づく開示請求により対応しております。</p> <p>要介護認定の一次判定内容については、介護認定審査会において、修正・確定を行うことと規定されており、一次判定の確定前の情報を事業者等に提供することは適当でないと考えております。</p> <p>増加する要介護認定申請に対応するため、平成27年度から介護認定審査会の開催回数を増やすとともに、審査・判定に要する期間の短縮に努めております。</p>	変更
112	112. 市内介護事業所のヘルパーなど福祉労働者の待遇・労働条件を改善し、市民に責任を持って仕事ができるようにすること。	保健福祉部 高齢介護室	<p>福祉事務に従事する労働者の待遇・労働条件につきましては、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、必要な措置を講じるよう、引き続き、国に要望してまいります。</p>	変更
113	113. 要支援サービスを介護保険から切り離し、要介護1、2を施設入所の対象外とする改悪に対し、市として現行のサービス水準が低下しないようにすること。	保健福祉部 高齢介護室	<p>介護保険制度の改正につきましては、引き続き、適切に対応してまいります。</p>	変更
114	114. 介護事業所での障害者の介護サービスについては、市として講習会などを計画し、ヘルパーの育成、スキルアップをはかること。	保健福祉部 障害福祉室	<p>障害者サービス人材の育成支援等につきましては、引き続き、ヘルパー事業者の連絡会等において説明・講習等を実施するとともに、精神障害者に対する知識・技術を更に身に付けさせるため、今後も、精神障害者ホームヘルパースキルアップ研修会を実施してまいります。</p>	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
115	115. ふれあい入浴事業については、浴場組合の意見を聞いて見直し、浴場運営を支援すること。	保健福祉部 高齢介護室	ふれあい入浴事業につきましては、浴場組合等への支援を行い実施してまいりましたが、利用者の見守り等、事業者の負担が重くなっており、浴場組合から事業廃止の申入れがあったことから、事業の継続は困難と考えております。	新規
116	116. 配食サービスは、低所得者が利用しやすいように、1食あたりの利用料の引き下げを検討すること。	保健福祉部 高齢介護室	配食サービス利用料につきましては、安定したサービスを維持するため、食材費、光熱費として一食当たり500円に設定しており、引下げは困難であると考えております。	継続
117	117. まちかどデイハウス事業については、軽度の要介護者の介護サービスが抑制されないように拡充をはかること。	保健福祉部 高齢介護室	街かどデイハウス支援事業につきましては、在宅の虚弱又は軽度の支援が必要な高齢者を支援する事業として、引き続き、実施してまいります。	変更
118	118. 2015年度スタートした高齢者向けバスカード補助事業の拡充を検討すること。	保健福祉部 高齢介護室	高齢者バスカード購入補助事業につきましては、社会活動等に参加する機会を増やすことにより、介護予防や外出促進を図ることを目的として実施しており、今後も、効果的な実施に努めてまいります。	変更
119	119. インフルエンザ予防接種の無料化を検討すること。	保健福祉部 健康増進課	B類疾病に該当するインフルエンザワクチンの接種費用につきましては、受益者負担の観点から費用の一部を負担していただいております。 引き続き、生後6か月から中学3年生までの乳幼児・生徒に対して、季節性インフルエンザワクチンの接種費用を助成してまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
120	120. がん検診の受診率向上のため、①個別検診の拡充 ②未受診者への個別通知の拡充 ③無料化の検討をすすめること。	保健福祉部 健康増進課	① 子宮がん・大腸がん検診につきましては、集団検診及び個別検診を実施し、市民の利便性の向上を図っております。  ② 未受診者への個別通知については、がん検診推進事業の対象者のうち、40歳女性の乳がん検診未受診者及び20歳女性の子宮頸がん検診未受診者に対して、引き続き、受診勧奨はがきを送付してまいります。  ③ 検診費用については、受益者負担の観点から、一部を負担していただいております。	継続
121	121. 国民健康保険の窓口対応については、経済的困難をかかえる世帯などの実態に即して、必要な制度の説明や減免制度の紹介など、対応を改善すること。	市民生活部 保険事業室	窓口対応につきましては、国民健康保険料の納付が困難な世帯に対し、国民健康保険条例等に基づき、引き続き、相談等に応じてまいります。	継続
122	122. 医療費一部負担金免除制度は、広報に掲載するなど制度の周知をはかること。	市民生活部 保険事業室	医療費一部負担金の減免制度につきましては、市ホームページに掲載しており、引き続き、窓口での対応を基本として、適切に周知を図ってまいります。	継続
123	123. 国民健康保険の資格証明書・短期保険証の発行をやめること。	市民生活部 保険事業室	資格証明書・短期被保険者証の発行につきましては、引き続き、国民健康保険法の規定に基づき実施するとともに、高校生世代までを対象として短期被保険者証を交付してまいります。	継続
124	124. 後期高齢者医療の保険料滞納者への差し押さえはやめること。	財務部 市民生活部 滞納債権整理回収室 保険事業室	滞納処分につきましては、負担の公平性を確保するため、滞納者の実情や実態を十分に把握した上で、引き続き、適正に対応してまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
125	125. 市民に対して生活保護制度の周知をはかること。ホームページ、ガイドねやがわの改善を行うこと。住民生活の実態を日常的に把握し、支援が必要な市民に対して積極的な対応をすすめること。	保健福祉部 保護課	生活保護制度につきましては、生活保護のしており、市ホームページ、市広報紙において、引き続き周知を図ってまいります。 住民生活の実態については、民生委員と意見交換するなどにより、引き続き、日常的な把握に努めてまいります。	継続
126	126. 保護決定（変更）通知書については、支給金額の内容等を具体的に示し、利用者が理解できるものに改善すること。	保健福祉部 保護課	保護決定（変更）通知書につきましては、扶助の種類と金額、変更の理由等を記載し、被保護者が理解しやすいものとしております。	継続
127	127. 不足している生活保護のケースワーカーを補充すること。相談援助機能を充実させ、自立支援をはかること。	保健福祉部 保護課	生活保護のケースワーカーにつきましては、就労自立支援員、健康相談支援員、年金収入資産調査員、子どもの健全育成相談員、面接相談員等を活用し、保護の実施体制の充実を図りながら配置しております。	変更
128	128. 生活保護申請をする意思がある市民に対して、相談ですまわず、市民の申請権を尊重し法に基づき申請を受けること。	保健福祉部 保護課	生活保護申請につきましては、引き続き、制度の説明を行った上で、受け付けてまいります。	変更
129	129. 保護決定については、申請後2週間以内に決定すること。2週間を超える場合は、文書で理由を通知すること。緊迫状況にある市民が保護決定されるまでの期間に生活や健康に支障がないように対応すること。	保健福祉部 保護課	保護決定までの期間につきましては、申請後2週間以内の決定に努めておりますが、2週間を超える場合は、申請者に通知しております。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
130	130. 生活保護を必要とする人の利用抑制につながる「生活保護適正化ホットライン」はやめること。ポスターについては、本来の制度周知の内容を抜本的に見直すこと。	保健福祉部 保護課	生活保護適正化ホットラインにつきましては、不正受給の発覚是正につながっており、引き続き、運用してまいります。 ポスター内容の見直しについては、考えておりません。	変更
131	131. 生活保護利用者の小規模多機能施設の宿泊についても、日帰りと同様に自己負担なく利用できるようにすること。	保健福祉部 保護課	小規模多機能型居宅介護施設の宿泊費につきましては、生活保護の介護扶助で負担できる部分を除き、引き続き、自己負担としてまいります。	継続
132	132. 生活保護利用者の「居場所づくり」の具体化をはかること。就労支援に限定せず、ボランティア体験など、多様な形での自立支援にとりくむこと。	保健福祉部 保護課	生活保護受給者の自立支援につきましては、健康相談、子どもの健全育成相談、就労自立支援など、引き続き、受給者それぞれの状況に対応し、取り組んでまいります。	継続
133	133. 生活困窮者の電気・ガスについては、滞納を理由に一方向的な停止は行わないよう電気、ガス事業者に要請すること。	保健福祉部 保護課	生活困窮者への対応につきましては、電気事業者等から得た情報を必要な支援にいかすことができるよう、努めてまいります。	変更
134	134. ホームレス一時宿泊事業の周知をはかること。	保健福祉部 保護課	ホームレス緊急一時宿泊事業につきましては、派遣切り、雇い止め等により、住居を失った、又は失うおそれがある人で、市が生活保護等の申請を受理している人を対象としており、引き続き相談時に事業の紹介をしてまいります。 平成27年度以降は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対しても同様に対応しております。	継続



番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
135	135. 保育料の減免制度を拡充し周知をはかること。当面、2015年度実施の激変緩和対策としての減免制度の継続を検討すること。	保健福祉部 こども室	保育所保育料の減免につきましては、市広報紙等で周知を図っております。 平成27年度に実施した減免については、旧年少扶養控除等の廃止により保育料が上がる人を対象としたもので、平成28年3月末までの激変緩和措置としております。	変更
136	136. 保育所の保育時間を午前7時から午後8時にすること。	保健福祉部 こども室	公立保育所の保育時間につきましては、子ども・子育て支援新制度による保育標準時間（11時間）を基本として、引き続き、現状どおり行ってまいります。	変更
137	137. 保育所の給食調理は、アレルギー食、食中毒等に対応できる体制を確保すること。	保健福祉部 こども室	保育所の給食調理につきましては、引き続き、アレルギー食や食中毒等への対応が可能な体制を確保してまいります。	変更
138	138. 保育所の3才児以上の完全給食を実施すること。	保健福祉部 こども室	3歳児以上への完全給食の実施につきましては、金額設定などの課題があることから、主食費を含めた公定価格とするよう、国に要望してまいります。	継続
139	139. 民営化した保育園・認定こども園については、職員配置をふくめ、保育水準を維持させること。	保健福祉部 こども室	民営化した保育所・認定こども園の保育水準につきましては、公立保育所の水準を引き継ぐことを基本としております。	変更
140	140. 病児保育所を萱島、香里地域にも増設すること。利用者減免制度の創設を検討すること。	保健福祉部 こども室	病児保育所につきましては、現在、実施施設数が不足している状況ではありませんが、地域によっては利用しにくい状況があり、今後、全市的なバランスや利用状況等を踏まえ、実施施設の拡充を検討してまいります。 利用者減免制度については、実施を予定していません。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
141	141. 子育て支援センターを小学校区に1か所の設置をめざすこと。	保健福祉部 こども室	子育て支援センターにつきましては、つどいの広場も含めて各中学校区に1か所設置しております。引き続き、各拠点の連携を図り、職員の資質の更なる向上に努めるなど、地域での子育て支援の充実を図ってまいります。	変更
142	142. 児童虐待の対応や子育て支援をすすめる家庭児童相談室の体制、機能の拡充を図ること。社会福祉士は正規職員を配置すること。	保健福祉部 こども室	家庭児童相談室の体制につきましては、精神保健福祉士等の資格を有する職員を配置するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を図ることで、相談体制や機能の充実を図っております。	変更
143	143. 公立保育所においても、一時保育・休日保育・夜間保育など保育需要に応えた施策を実施すること。	保健福祉部 こども室	公立保育所における一時保育・休日保育の実施につきましては、今後、調査・研究してまいります。	変更
144	144. 公立保育所の老朽化した施設設備の改善、改修をおこなうこと。	保健福祉部 こども室	保育所施設の整備につきましては、現在、4施設で耐震補強工事を行っており、子どもの安全・安心を確保するため、引き続き、必要に応じて設備の改修を行ってまいります。	変更
145	145. 障害児者のショートステイ「大谷の里」については18才未満の障害児の受け入れを行うこと。専門職員の配置に努力すること。	保健福祉部 障害福祉室	「大谷の里」の受入対象者につきましては、実施状況を踏まえ、引き続き、検討してまいります。 職員の配置については、国の基準を遵守し、引き続き、必要性を踏まえ、適切に行ってまいります。	継続
146	146. 障害者の65才問題にあたって、機械的に介護保険制度に移行するのではなく、生活実態をふまえ、柔軟に対応すること。	保健福祉部 高齢介護室 障害福祉室	障害者への介護保険サービスにつきましては、法の規定に基づき、実施しておりますが、障害福祉固有のサービス等については、支給量の確保など、関係機関と協議の上、引き続き、適切に実施してまいります。	継続

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
147	147. 地域生活支援事業の福祉用品については利用料の無料化を検討すること。	保健福祉部 障害福祉室	日常生活用具につきましては、障害者総合支援法の規定に基づき、引き続き、負担上限月額を設けた上で1割負担（ストマを除く。）としてまいります。 また、市民税非課税者に対する無料化については、引き続き、実施してまいります。	継続
148	148. 障害児者の入所、通所施設の増設とショートステイなど在宅サービスを拡充し、十分な基盤整備をはかること。 ケアホームの整備を推進すること。	保健福祉部 障害福祉室	障害児者の通所施設につきましては、平成24年度に3か所、平成25年度に1か所、平成26年度に1か所増設されております。 今後も、市障害福祉計画（第4期計画）を踏まえ、障害福祉サービスの充実を図ってまいります。	継続
149	149. 精神障害者が地域で暮らすための体験宿泊ができる体制を寝屋川市内に確保すること。	保健福祉部 障害福祉室	精神障害者の体験宿泊の支援につきましては、精神障害者の地域移行を進めるため、体制整備について、関係機関と協議し、検討してまいります。	変更
150	150. 精神障害者の実態把握をおこなうこと。地域生活支援センターが安定して運営できるよう助成を拡充すること。	保健福祉部 障害福祉室	精神障害者の実態につきましては、引き続き、日常業務を通して把握に努めてまいります。 地域生活支援センターについては、安定して運営できるよう、引き続き、支援してまいります。	継続
151	151. 手話言語条例の制定を検討すること	保健福祉部 障害福祉室	手話言語条例の制定につきましては、手話言語法の制定に関する国の動向や、他市の条例制定の状況を注視するとともに、関係団体と意見交換を行ってまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
152	152. 小・中学校の特別教室・図書室・会議室などに冷暖房設備を設置すること。保健室に冷房のみの設置となっている学校については、冷暖房に改善すること。	学校教育部 施設給食課 学務課	特別教室へのエアコン設置につきましては、中学校は平成23年度に、小学校は平成24年度に音楽室等への設置を完了しております。その他の特別教室については、授業等による教室の利用時期の調整など、学校運営の中で弾力的に対応されていることから、現在、設置を考えておりません。 保健室へのエアコン設置については、状況に応じて対応してまいります。	変更
153	153. 公立幼稚園については、3歳児からの入園、30人以下の少人数学級をすすめること。また、教諭の欠員は正規職員で補充すること。	学校教育部 学務課	市立幼稚園の運営につきましては、引き続き、国の幼稚園設置基準、市立幼稚園設置条例等に基づき行ってまいります。 また、教職員の配置については、国の幼稚園設置基準に基づき、引き続き、適切に行ってまいります。	継続
154	154. 学校の自主性を尊重し、入学式、卒業式などで「日の丸」・「君が代」の押しつけはしないこと。また、参加者の内心の自由を保障すること。	学校教育部 教育指導課	入学式、卒業式等での国旗の掲揚、国歌の斉唱につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、引き続き、学校を指導してまいります。	継続
155	155. 学校警備員については、複数配置、長期休暇を含むすべての登下校時の配置、中学校への配置にするよう検討すること。	学校教育部 施設給食課	学校安全監視員につきましては、引き続き、各小学校に1人配置してまいります。また、複数配置、長期休業中の配置及び中学校への配置については、考えておりません。	変更
156	156. 子どもの生命と安全を守るため、学校園内の防犯設備の整備を行うこと。	学校教育部 施設給食課	学校園の防犯設備につきましては、防犯カメラ、電子錠、カメラ付インターフォン等を設置しております。	変更
157	157. 通学路の安全確保のために、交通指導員の増員と適正配置を行うこと。	学校教育部 学務課	交通指導員につきましては、今後も適正配置に努めてまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
158	158. 「小中一貫校」は設置しないこと。	学校教育部	教育総務課 学務課 教育指導課	小中一貫校につきましては、小中一貫教育の更なる推進に向けた取組として進めてまいります。	変更
159	159. 国の「全国・学習状況調査」、大阪府の「中学生チャレンジテスト」、市の「学習到達度調査」は中止すること。	学校教育部	教育指導課 教育研修センター	全国・学習状況調査、中学生チャレンジテスト及び学習到達度調査につきましては、教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、教育施策に関する継続的な検証を行うため、引き続き実施してまいります。	新規
160	160. 一人ひとりの児童・生徒の障害や成長にあった教科書・副教材が使用できるように予算をくむこと。	学校教育部	学務課 教育指導課	教科書及び副教材につきましては、児童・生徒の障害の状況や成長に合わせた課題に対応できるように、選定・採用に努めているところであります。	変更
161	161. 英語教育「国際コミュニケーション科」の実施にあたっては、子ども・教職員や保護者からの意見聴取をふまえるとともに、教職員などの体制を確保すること。	学校教育部	学務課 教育指導課 教育研修センター	児童のコミュニケーション力の育成を目的とした国際コミュニケーション科の実施に当たりましては、学級担任の指導力の向上が必要であり、引き続き、英語教育における国の動向を踏まえ、学級担任の指導力の向上に資する研修等を行ってまいります。	変更
162	162. 英語検定については、現場の教職員の意見を聞き、授業時間中の実施などについても見直すこと。また、英検の受検率を学校教育の施策指標にすることはやめること。	学校教育部	教育指導課	英語検定の実施時間帯につきましては、引き続き適切に指導してまいります。また、受検率については、今後も、コミュニケーション力の育成を目指した英語教育を推進するための指標の一つとしてまいります。	変更
163	163. 国の学校図書標準数を参考にして、学校図書費の大幅増額、学校図書室の拡充など、読書推進の整備充実を図ること。	学校教育部	教育指導課	学校の図書購入費につきましては、引き続き、増額に努めてまいります。 学校における読書環境の充実については、各小中学校の司書教諭及び学校司書を中心に、進めてまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
164	164. 小学校の修学旅行の行き先については、各学校の自主性を尊重すること。	学校教育部 教育指導課	小学校の修学旅行の行き先につきましては、引き続き、各校において、教育課程上の目標を設定し、決定してまいります。	変更
165	165. 小学校・中学校・幼稚園の学校園管理費、教育振興費などの予算を増額し、PTA協力金などの保護者負担をなくすこと。	学校教育部 教育総務課 施設給食課 学務課 教育指導課	学校園管理費、教育振興費などにつきましては、引き続き、予算の確保に努めてまいります。	継続
166	166. 各校に、教職員の更衣室・休養室を男女別に設置すること。老朽化した職員トイレの改修、規格に合わない(床面積)大人用トイレの改修、洋式トイレを設置すること。	学校教育部 施設給食課	教職員の更衣室・休養室の男女別設置、職員トイレの改修及び洋式トイレの設置につきましては、まずは児童・生徒のための施設を最優先に改修することが重要であることから、今後の検討課題と考えております。	変更
167	167. 悪臭と老朽化のトイレの抜本改修を急ぐとともに、各校各階に洋式トイレを設置すること。	学校教育部 施設給食課	洋式トイレへの改修につきましては、引き続き推進してまいります。	継続
168	168. 肢体不自由児が在籍する学校にエレベーターや昇降機を設置すること。全校への障害者トイレの設置をすすめること。	学校教育部 施設給食課	エレベーターの設置につきましては、考えておりませんが、障害者トイレについては各学校に設置しております。 引き続き、肢体不自由の児童・生徒が円滑に学校生活を送れるよう、バリアフリー化に努めてまいります。	変更
169	169. 全校に児童・生徒の男女別更衣室を設置すること。	学校教育部 施設給食課	男女別更衣室につきましては、年齢を考慮する中で、引き続き、教室を男女に区分して実施してまいります。	変更
170	170. 温水シャワーを保健室と支援学級に設置すること。	学校教育部 施設給食課	温水シャワーにつきましては、必要に応じ、設置しております。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
171	171. 学校園のプールやグラウンド、体育館の改修をすすめること。プールの年間複数校の改修年次計画を策定すること。可能な小学校に小プールの設置を検討すること。	学校教育部 施設給食課	プール、グラウンド及び体育館につきましては、優先度の高いものから計画的に改修しておりますが、小プールの新たな設置については考えておりません。	変更
172	172. 老朽化した学校園の大規模改修を行うこと。窓のアルミサッシ化をはじめ、中小規模の改修計画をすすめること。	学校教育部 施設給食課	学校園施設の大規模改造事業及び中小規模の改修につきましては、引き続き、計画的に行っております。	変更
173	173. 教職員の労働安全衛生委員会を設置すること。産業医を配置しメンタルヘルスを含む健康安全の課題について、労使で具体的な改善をはかること。現状の各校の衛生推進者については教職員からの公募制を基本にし、実態をともなった制度に改善すること。	学校教育部 学務課	全校に衛生推進者を配置しており、労働安全衛生委員会の設置及び産業医の配置については、現在考えておりません。 また、その選任については公募制で実施しております。	変更
174	174. 小学校の給食調理の民間業務委託は見直し、自校直営方式にすること。栄養士の全校配置と給食調理員の増員をはかること。	学校教育部 施設給食課	給食調理業務の民間委託につきましては、市小学校給食調理業務委託計画に基づき、給食調理員の退職等の人員状況や調理施設の状況を勘察し、実施しております。 栄養教諭の全校配置及び給食調理員の増員については、困難と考えております。	変更
175	175. 給食調理室のスポットクーラーは全校に設置すること。	学校教育部 施設給食課	給食調理室の空調につきましては、引き続き、設置を進めてまいります。	変更
176	176. 図書館の業務委託計画は見直すこと。	社会教育部 中央図書館	図書館運営につきましては、サービスの維持向上のため、市社会教育推進計画に基づき、引き続き効果的・効率的な運営に努めてまいります。	変更

番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考
177	177. 子ども図書室を市内に増やすこと。	社会教育部 中央図書館	子ども向けの図書施設につきましては、現在、中央図書館・東図書館・駅前図書館に子ども図書室又は子ども図書コーナーを設置しております。引き続き、子ども読書活動の推進に努めてまいります。	変更
178	178. 図書室を設置しているコミセンなどの公共施設については、市民が利用しやすいよう工夫をすすめること。	社会教育部 中央図書館	市内4コミセン内に設置している中央図書館分室につきましては、現在、水・土・日曜に開室しており、開室日及び時間の充実について、地域との調整を図りながら調査・研究してまいります。	新規
179	179. 市民の要望をふまえて、DVDやCDなどを含む図書の充実をはかるための予算を増やすこと。	社会教育部 中央図書館	DVDやCDにつきましては、著作権により貸出しが制限されているものが多くあり、充実が困難ではありますが、引き続き、市民の要望を参考に選書を行い、蔵書の充実を図ってまいります。	変更
180	180. 図書館の専門職員の新規採用と適正配置を行うこと。	社会教育部 中央図書館	図書館の専門職員の配置につきましては、市第5期定員適正化計画等に基づき、引き続き、適切に対応してまいります。	変更
181	181. 市民や団体の意見や要望を反映させるために、図書館協議会の復活を検討すること。	社会教育部 中央図書館	図書館協議会の設置につきましては、現在は考えておりませんが、社会教育委員会、第2次子ども読書活動推進計画策定委員会等を活用し、引き続き、市民から幅広い御意見を頂くよう努めてまいります。	変更
182	182. 青少年の居場所スマイルの開会時間の拡充と、各地域でのこどもの居場所づくりを検討すること。	社会教育部 地域教育振興課	青少年の居場所スマイルにつきましては、開室時間等を拡充してまいります。 各地域での居場所づくりについては、引き続き、検討してまいります。	新規



番号	要望事項	所管課	現状及び今後の方針	備考	
183	183. 「子どもの権利条約」を具体化するために、市民的議論をふまえ、「寝屋川市子どもの権利条例」の制定を検討すること。	保健福祉部 学校教育部	こども室 教育総務課	社会全体で子どもを見守り育てていくため、条例の制定、都市宣言など、あらゆる手法を含め検討してまいります。	継続
184	184. 市の高校生奨学金制度の復活を検討すること。	学校教育部	教育総務課	奨学金制度につきましては、平成23年度をもって廃止しており、実施は考えておりません。	変更
185	185. 市内の学校園における、公害の影響などを把握し、学校園の環境と子どもと教職員の健康を守ること。	環境部 学校教育部	環境推進課 学務課	子どもと教職員の健康診断等につきましては、学校保健安全法の規定に基づき、引き続き実施してまいります。	変更
186	186. 戦争資料、平和資料の収集に市として責任を持ってとりくみ、市民が学習できる平和学習室を設置すること。	人・ふれあい部	人権文化課	平和に関する資料につきましては、市民に戦争の悲惨さ、平和の尊さ及び大切さの認識を深めていただくため、中央公民館に資料を展示しており、平成27年度からは展示コーナーを拡充しております。 今後とも、資料の充実を図ってまいります。	継続
187	187. 第二京阪道路の建設に伴って発掘収集された文化財は、府文化財センターから譲り受け、市で管理して、市民への公開をすすめること。	社会教育部	文化スポーツ振興課	第二京阪道路の建設に伴う埋蔵文化財につきましては、大阪府が調査を一括して実施しており、収集した出土遺物も大阪府が保管することとなっております。	継続